

福岡医発第2290号(保)

平成16年 3月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



施設基準の届出について

平成16年4月1日実施の診療報酬改定に伴う施設基準の届出につきましては、先日開催いたしました診療報酬改定説明会でもご説明申し上げたとおり、今回の改定により新設あるいは要件が緩和された施設基準については、4月16日までに福岡社会保険事務局へ届出すれば、4月1日に遡って算定できますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医師会経由で届出書を提出される場合には、4月14日までに各郡市医師会経由で県医師会へ提出願います。
- 2) 従来からある施設基準につきましては、これまで通り毎月10日までに福岡社会保険事務局へ届出すれば、翌月1日より算定できます。

記

※平成16年4月1日実施の診療報酬改定により新設あるいは要件が緩和された施設基準

1. 基本診療料の施設基準

- 1) 有床診療所入院基本料1群の1の医師及び夜間看護職員の配置による加算
- 2) 褥瘡患者管理加算
- 3) 臨床研修病院入院診療加算
- 4) ハイケアユニット入院医療管理料
- 5) 亜急性期入院医療管理料
- 6) 特殊疾患療養病棟入院料2
- 7) 小児入院医療管理料

2. 特掲診療料の施設基準

- 1) 地域連携小児夜間・休日加算
- 2) 神経磁気診断
- 3) 言語聴覚療法 (Ⅲ)
- 4) 医療保護入院等診療料
- 5) エタノール局所注 (副甲状腺)
- 6) 両室ペースメーカー移植術
- 7) 植え込み型補助人工心臓
- 8) 経皮的な隔心筋焼灼術
- 9) 直線加速器による定位放射線治療
- 10) 外来化学療法
- 11) 心疾患リハビリテーション料
- 12) 施設基準に適合している場合にあっては、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術
- 13) 施設基準に適合しない場合にあっては、所定点数の100分の30に相当する点数を減算することとなる手術

※上記以外で老人性痴呆疾患治療病棟入院料2の届出につきましては、4月16日までに福岡県保健福祉部国保・援護課高齢者医療係へ提出すれば、4月1日遡って算定できます。